

若手弁護士と公認会計士の共同研修会及び懇親会のご案内

◇開催のあらまし◇

千葉会では後進育成委員会の事業として、若手弁護士との共同研修会及び懇親会を定期的で開催しています。地域経済の発展に寄与することを目的に、法律の専門家である弁護士と会計・監査・税務の専門家である公認会計士がどのような形で貢献できるかという視点で弁護士会と意見交換を行います。

千葉県は、2019年9月、10月での台風及び豪雨により甚大な被害が出ました。研修会では、弁護士会からは災害ADRについて、会計士会からは所得税の雑損控除を中心に税務上の救済についてご説明し、意見交換をしたいと思います。

研修会後、懇親会をしますので合わせてご参加ください。

開催日時	2020年1月16日(木) 18:00~21:45
	<p>≪第1部≫研修会 18:00~19:30</p> <p>内 容: 弁護士会 災害ADRについて 会計士会 災害被災を受けられた方への所得税の雑損控除を中心とした税務上の救済について</p> <p>場 所: 千葉県弁護士会館 4階 大会議室1 千葉市中央区中央4丁目13番9号 TEL 043-227-8431(代表) http://www.chiba-ben.or.jp/about/access.html</p>
	<p>≪第2部≫懇親会 19:45~21:45</p> <p>弁護士会と公認会計士会の意見交換、自己紹介等を予定しています。</p> <p>場 所: 千葉県弁護士会館近隣ダイニングバー HIBIKY を予定 開催近くになりましたら場所等詳細について参加者にお知らせいたします。</p> <p>会 費: 4,000円~5,000円を予定(千葉会会員・準会員・在住会員は会費の一部補助を予定しています。)</p>
履修単位	コンサルティング 2単位<単位コード: 5401>
対象	若手(おおむね50歳未満)
定員	弁護士会と公認会計士会それぞれ20名程度(合計40名) ※定員に達し次第締め切らせていただきます。
申込先	<p>日本公認会計士協会千葉会宛 メール……参加研修会名、研修登録番号、所属地域会、氏名を明記の上、送信してください。 FAX ……下記申込書に必要事項をご記入の上、送信してください。 千葉会ウェブサイト…http://www.jicpa-chiba.jpからお申込み下さい。 ※会員ページに入るためのユーザーID・パスワードがご不明の方は、千葉会事務局までお問合せください。 TEL:043-305-4203 FAX:043-305-4204 E-mail: chiba@sec.jicpa.or.jp</p> <p>(備考)参加申込み後にキャンセルされる場合は、事務局までご連絡下さいますよう ご協力をお願いいたします。 なお、遅刻予定の方は事前に事務局までご連絡をよろしく願いいたします。</p>

申 込 書

日本公認会計士協会千葉会事務局 宛

FAX 043-305-4204

2020年1月16日(木) 若手弁護士との共同研修会及び懇親会

☆研修会(18:00~19:30)

参加 ・ 不参加

☆懇親会(19:45~21:45)

参加 ・ 不参加

氏名 _____

研修登録番号 _____

千葉会 会員 ・ 千葉会 準会員 ・ 在住会員 ・ 他协会会员[_____

会]

E-Mail _____

日中連絡のつく連絡先 _____